

第27回 安来市農業委員会議事録

令和元年9月24日 午後2時00分 第27回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	北中 宏一君	2 番	武上 隆雄君	3 番	杉原 建君	4 番	木戸 芳己君
5 番	仲佐 久子君	6 番	北川 正幸君	7 番	安松 智君	8 番	藤原 明紀君
9 番	増田 和夫君	10 番	板垣 裕志君	11 番	新田 里恵君	12 番	塩見 秀雄君
13 番	板金 悟君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	16 番	岡田 一夫君
17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和元年9月24日 1日
日程第 3	議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第112号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第113号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第116号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第114号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第115号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進 農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 9	報第117号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第10	報第118号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第11	報第119号 農地法第18条の規定による通知について
日程第12	報第120号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第13	報第121号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第27回安来市農業委員会を始めさせていただきます。

本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。なお、議案15ページの農地利用集積計画の決定については、公告案と集計表を追加配布しております。また、議案20ページの中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出についての営農計画書につきましては、記載誤りがあり、席上に配布しております計画書と差し替えをお願いします。申し訳ございません。

それでは、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第27回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君

ございません。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 1番 北中委員、2番 武上委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて地上権設定に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番から5番は、相手方が同じのため、あわせて説明します。1番から5番は、地上権設定に関する案件です。農地の地下に上下水道管を設置するため地上権を設定するものです。本件の許可と、このあとご審議いただく農地法第5条の農家住宅の設置に伴う農地転用の許可とあわせて効力が発生します。地上権の設置に係る農地法第3条許可については、農地法第3条第2項の要件を満たす必要はありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の農家住宅の設置の許可と、3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、第5条の許可に関し、島根県農業会議による諮問を経たのち、同日で許可を出すこととなります。なお、この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を求めます。1番から5番の案件について11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

1 1 番 新田です。1 番から 5 番の案件は譲渡人 5 人とも同一場所になりますので、併せて説明させていただきます。伯太庁舎より主要地方道安来伯太日南線を安来方面に 4. 5 k m 下り、宇賀荘大橋を渡り、6 0 0 m 行き右折し 1 0 0 m 行った右側の農地です。これはサンアグリ宇賀荘東の農家住宅、完成時は非農用地になるところで、この申請されているところは完成時には道路になる場所ですが、圃場工事が完成しないと創設換地が出来ないので、従前地の畑の農地の下に上下水道のパイプが埋設されるためのものです。周りに影響を及ぼすことはないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1 番から 5 番の案件については、同一事業ですので一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。採決については、1 番から 5 番までそれぞれ採決します。1 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、3 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、4 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、5 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第 4 議第 1 1 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第112号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地敷地です。申請者の墓地は、現在、近隣の山の中にありますが、大雨災害により山崩れし、維持が困難になってきたため、墓地の移転を計画しました。維持管理を考えると自宅に近いところに移設する必要がある、農地以外の適地を探しましたが見つからず、自己が所有する農地に墓地敷地を整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また、墓地に関する経営許可申請も同時になされています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。6ページの申請位置図をご覧ください。伯太庁舎前の安来伯太日南線を日南方向に約12km上がったところが、この位置図の青木橋の三叉路になります。この地点を右折してすぐ橋を渡り、左折して約200m進んだところが申請地になります。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査1班からの調査報告を1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。4条申請の現地調査の報告をいたします。今月の調査班は1班で、班員は板垣班長、齋藤委員、吉村委員、板金委員、武上委員、木戸委員、北中です。9月20日、13時30分より事務局におきまして中村局長、堀江係長より概要説明を受け、合計9名で、現地では地元委員の板金委員、佐々木委員、塩見委員の説明を受けました。場所は伯太町上十年畑425番の31㎡で、地目は畑です。転用目的は墓地敷地です。転用内容は先ほど事務局から説明があったとおりです。土地造成は現状のままで、造成することではなく、墓地の本流部分を整地する程度とします。雨水は既存のU字溝へ導き、溜枡処理の上、用水路に排水します。土地改良の意見書、隣接地の同意書等、書類は全部そろっており、他の農地に影響はないと考えます。現地調査班としましては許可妥当と考えております。委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第113号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第113号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。現在、宇賀荘第三地区区画整理事業が行われており、換地処分前の農地です。事業計画では、非農用地区域と定められています。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から昭和48年度に施行した清瀬地区圃場整備事業のことです。転用目的は、農家住宅、権利の設定は使用貸借権の設定です。期間は25年間です。新規就農者受け入れに意欲的な宇賀荘地区において、「宇賀荘ひがし地区地域計画」を作成し、非農用地区域に就農者を受け入れ、定住に結びつけることを位置づけたため、安来市が取り組む新規就農者支援策の就農定住パッケージ事業を活用し、農家住宅を建築するものです。これは、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用地に供する行為であり、農地法施行規則第37条第1項第5号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。なお、本件は、平成29年12月21日開催の第6回農業委員会において、「安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」での審議を経て農用地区域内農地から除外された農地の面積内での許可申請となっていますが、当時の転用事業計画に対して農家住宅の規模や配置などに変更が生じています。この転用事業計画の変更に伴い、追加で農用地区域内農地から除外する必要がある農地については今後別途手続きが行われる予定になっています。

2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業のことです。転用目的は、土木工事用資材置場及び車両駐車場、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、従業員14名を雇用し、重機類、土木工事資材等を運搬する運送業を行っている事業者です。現在、トラック、トレーラー、トレーラーヘッド、パワーショベル、ダンプ車を所有し、顧客へのニーズに対応していますが、土木工事用資材の保管場所と車両の駐車スペースが不足する状況にあることから、隣接する農地に土木工事用資材置場及び車両駐車場を整備することを計画しました。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。既存の施設の拡張とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は5,919㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、2,500,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

1 1 番 新田 里恵君

1 1 番 新田です。1 番案件の場所の説明をいたします。伯太庁舎より主要地方道安来伯太日南線を安来方面に4.5 km下り、宇賀荘大橋を渡り600m行き、右折し100m行った右側の農地です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

2番の案件について 1 4 番 渡邊委員 お願いします。

1 4 番 渡邊 克実君

1 4 番 渡邊でございます。番号2の場所の説明をいたします。位置図の10ページをご覧ください。真ん中に東西に走っているのが9号線でございます。地図上左側の川が田頼川、9号線の川原橋を渡り、100mほど安来方面に進んだ南側に、申請者の現在の事業所の駐車場及び資材置場がございます。その南西に隣接する農地が申請地でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査1班からの調査報告を1番 北中委員 お願いします。

1 番 北中 宏一君

1 番 北中です。5条申請、1 番案件の現地調査の報告をいたします。現地では地元委員の岡田会長、新田委員の説明を受けました。場所は、清井町字清井崎218番、2, 195㎡のうちの280㎡、同じく清井崎219番1、835㎡のうち127㎡、同じく清井崎220番、3, 057㎡のうち57㎡の合計464㎡となります。地目は田となります。転用目的は農家住宅です。転用内容及び選定理由につきましては、事務局より説明があったとおりです。土地造成は隣接道路から20cm、地面からは約50cm盛土をし、三方を当面の間は土の法面に対応します。生活排水は集落排水に接続し、雨水は土砂流出防止のための溜枡を設け、南側の既存の用水路へ流します。農用地区域外の土地の確認書及び地元隣接地の同意書等必要な書類は全部そろっており、他の農地に影響はないと考えます。現地調査班としましては許可妥当と考えております。委員の皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、2 番案件の報告をいたします。現地では渡邊克実委員の説明を受けました。転用目的は土木工事用資材置場及び車両駐車場です。場所は赤江町字三ツ頭361番1の1, 162㎡となります。地目は田となります。転用内容及び選定理由は事務局より説明のあったとおりです。土地造成は90cmの埋め立てをし、南側と西側の二方を縦60cm、横120cm、高さ90cmのコンクリートブロックをそれぞれ南側に18個、西側に42個並べて土砂の流出を防ぎます。表面は当分の間、砂利敷とします。汚水は発生せず、雨水は西側にある既存の排水路に溜枡措置を施したうえ、排水します。農用地区域外の土地の確認書、土地改良の意見書、地元隣接地の同意書等必要な書類は全部そろっており、他の農地に影響はないと考えます。現地調査班としては許可妥当と考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について、質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第116号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。報第116号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は進入路で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 地元委員 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。13ページの地図をご覧ください。9号線から県道広瀬荒島線を南に約400m行きますと、旧国道の信号のある交差点、地図の真ん中よりちょっと上のところにあたります。その交差点を右折して約200m行ったところに荒島小学校入口バス停があり、そこを左折して約100m進んで右折し、30m行ったところの右側が現地でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第114号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。議第114号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、農地利用集積計画集計表の下段の利用集積計画件数、面積をご覧ください。今月は、賃借権が1件、1,447㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野です。議第114号について説明させていただきます。詳細は16ページからになります。今月の利用集積計画は、利用権設定の申請が1件となっております。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第115号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

17ページをご覧ください。議第115号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、18ページから23ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

議第115号について説明いたします。申出書の詳細は19ページからになります。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付けあっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。今月は1件でございます。申出者は干拓地内において、既にニンニクを中心に営農をしております。今回の借入希望農地は、公益財団法人しまね農業振興公社から作業受委託していた農地につきまして、当時その農地につきましては、石等がありまして、あまり耕作に向かないという事でして、作業受委託という形で農地を借り受けて石の除去をして、耕作に適する状態に今回なりましたので、利用権設定をし、借り受けるものです。あっせんの適格者の可否についてご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 農業振興対策委員会 安松委員長より報告をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出に関する報告をさせていただきます。今回の案件は安来地区の農業振興公社有地1筆、3,033㎡のあっせんの申出ですが、申出者は以前から干拓地でニンニクを栽培し、既耕地での水稻栽培等合わせて310aで営農経営を行っております。後ほど報告案件にもありますが、先月の段階で生産条件の悪い一部農地を解約しておられます。先ほど農林振興課から説明がありましたように、その代わりと言っては何ですが、新たな農地で栽培を行うため、今回の中海干拓農地の貸付あっせんの申請をされた案件でございます。この案件につきましては、9月11日水曜日、北川副委員長と事務局の計4名で現地を確認し、すでに所有されている干拓農地が全面積適正に耕作されており、営農に努力されているのを確認いたしました。このように、あっせん申出者がすで

に中海干拓地で営農され、現在でもかなりの売り上げをされており、今後は法人化を目指すなど、農業経営の充実を図るなどのことから、委員会を開催するまでもないと判断いたしました。以上の状況から本案件を中海干拓あっせん適格者と判断いたしましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第9 報第117号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

24ページをご覧ください。報第117号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。25ページから28ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地2筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和元年8月16日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第118号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

29ページをご覧ください。報第118号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページから33ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第119号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

34ページをご覧ください。報第119号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法によるものです。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第120号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

36ページをご覧ください。報第120号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページに届出内容が載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は3件です。1番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署は上下水道部水道工務課です。事業名は、「原代浄水場改良工事（その2）」で、期間は令和元年8月30日から令和2年3月27日までです。終了後は農地に復元されます。2番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署は建設部土木建設課です。事業名は、「防災・安全交付金事業安来港飯島線道路改良工事（その3）」で、期間は令和元年9月9日から令和2年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。3番は、届出者は島根県松江県土整備事務所長、担当部署農林工務部農道・防災課です。事業名は、「大郷地区農村地域防災減災事業（緊急避難路整備事業）」期間は令和元年10月1日から令和2年9月30日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第121号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

38ページをご覧ください。報第121号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。39ページをご覧ください。地目変更通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第27回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時47分)